

地方独立行政法人山口県産業技術センター役員報酬等規程の一部改正について

1 趣旨

当センターの役員の期末手当の支給については、社会一般の情勢に適合したものとなるよう県特別職の支給割合に準拠して定められており、このたび県特別職の支給割合が改正されたため、その内容に準拠して改正したもの。

2 内容

期末手当の支給割合について 0.05 月分引上げ
(年間支給割合 3.4 月分⇒3.45 月分)

《参 考》

県特別職の支給割合：0.05 月分引上げ

○新旧対照表

新	旧
(略)	(略)
(期末手当) 第 7 条 役員の期末手当の支給については、職員給与規程の適用を受ける職員の例による。ただし、職員給与規程において準用する一般職の職員の給与に関する条例（昭和 26 年山口県条例第 2 号。以下「山口県職員給与条例」という。）第 16 条の 5 第 2 項中「<u>100 分の 125</u>」とあるのは「<u>1000 分の 1725</u>」とし、同条第 5 項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、理事長が定めるものとする。	(期末手当) 第 7 条 役員の期末手当の支給については、職員給与規程の適用を受ける職員の例による。ただし、職員給与規程において準用する一般職の職員の給与に関する条例（昭和 26 年山口県条例第 2 号。以下「山口県職員給与条例」という。）第 16 条の 5 第 2 項中「<u>1000 分の 1225</u>」とあるのは「<u>100 分の 170</u>」とし、同条第 5 項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、理事長が定めるものとする。
(略)	(略)